

PPP/PFI 推進アクションプラン (令和7年改定版) について ～PPP/PFI がもたらすさまざまな効果～

内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI 推進室) 参事官補佐 さいとう ゆうた
齊藤 雄太

1. はじめに

平素より皆さまには、PPP/PFI 事業の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「PPP (Public Private Partnership)」とは、行政と民間が連携して、公共施設の設計、建設、維持管理、運営を行う手法全般のことです。中でも民間資金等を活用し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI 法」という)に基づいて実施するものを「PFI (Private Finance Initiative)」と呼びます。

したがって PPP/PFI は、公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を活用する手法であり、新

しい資本主義の中核をなす新たな官民連携の柱となるものです。

昨今の地方公共団体の財政状況及び人員、特に技術系職員確保の厳しさ、インフラ更新需要の増大等から、PPP/PFI のニーズは高まっており、PFI 法が 1999 年に制定されて以来、PFI 事業数は累計で 1,000 件を超えています (図-1～3)。

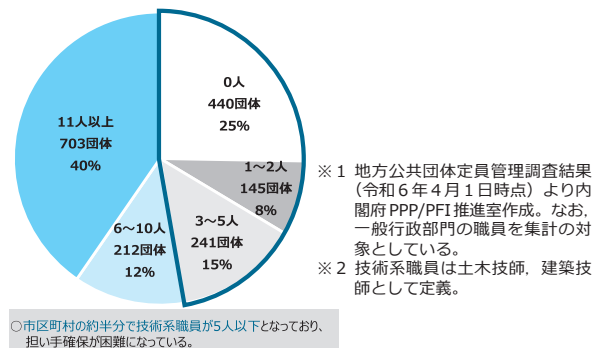


図-1 市区町村における技術系職員数の比較

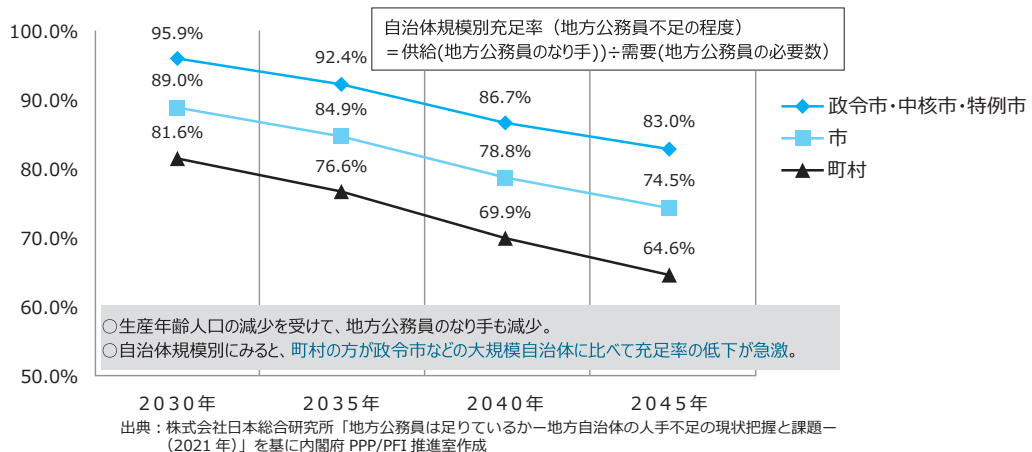


図-2 地方公務員不足の将来推計

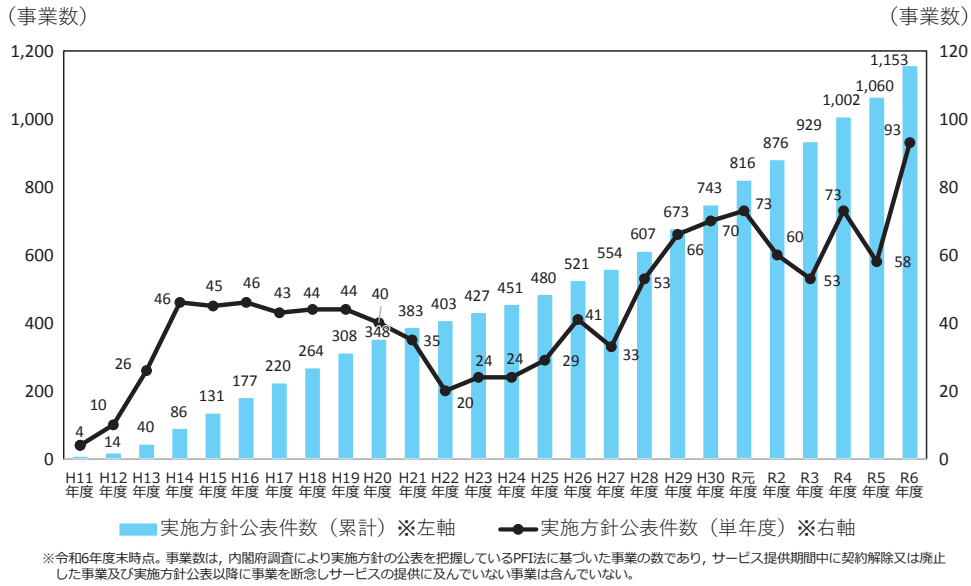


図-3 PFI事業数の推移

PFI手法の特徴は以下が挙げられます(図-4)。

① 一体的発注

設計、建設から維持管理・運営等に至るまでの業務の発注を一体的に実施することで、ライフサイクルコストや行政負担(整備・維持管理に係る技術的な対応や発注・契約業務等)の軽減が期待できる。

② 性能発注

性能の要求水準を示し、達成方法は民間事業者に委ねるため、民間事業者の自由度が高まり、創意工夫やノウハウを最大限活用することができる結果、質の高い公共サービスの提供が可能となる。

③ 中長期の契約期間

投資回収期間が確保でき、またそのことによって人員計画の策定がしやすくなり、民間事業者の創意工夫のアイデアを引き出しやすくなる。また、単年での発注関連の業務(地方公共団体)、提案に関する業務(民間事業者)が軽減され、本来業務により多くの工数を投じることが可能になる。

④ 民間事業者による資金調達

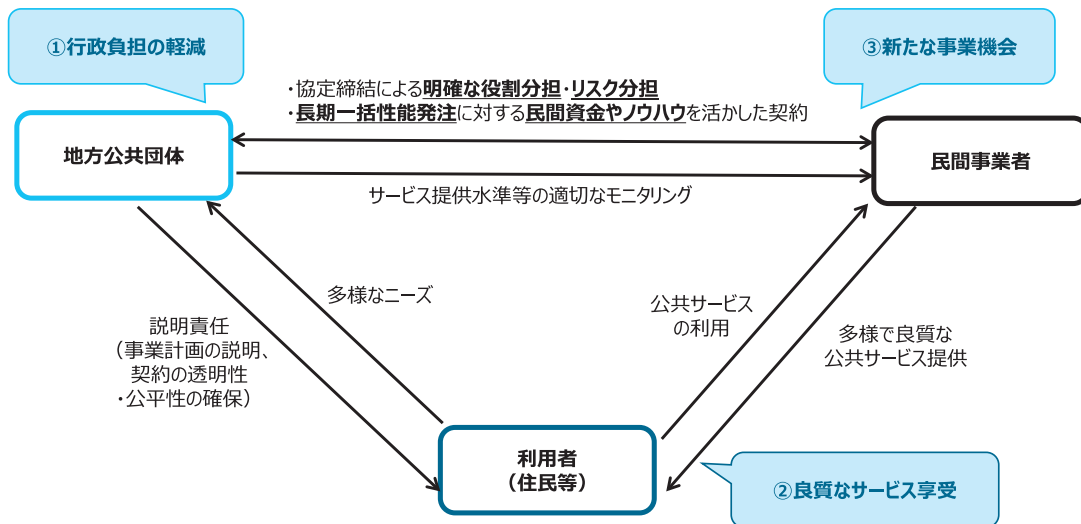
財政支出の平準化(割賦支払)が可能になるとともに、金融機関によるモニタリングにより、財務状況の健全性等が確保できる。

⑤ 行政財産の貸付に係る緩和措置

用途または目的を妨げない限度等、一定の要件の下で選定事業者に行政財産を貸し付けることが

特徴	従来型	PFI
①一体的発注	✓ 行政が業務ごとに個別発注	✓ 複数業務を一体的に発注
②性能発注	✓ 作業プロセス、使用材料等を詳細に規定	✓ 性能の要求水準を示し、達成方法は民間事業者に委ねる
③中長期の契約期間	✓ 短期	✓ 中長期
④民間事業者による資金調達	✓ 公共が資金調達	✓ 基本的に民間事業者が資金調達

図-4 従来型とPFIの比較



- ① 行政負担の軽減：公共サービス提供の低コスト化・省力化による財政的・人力的な行政負担の軽減【地方公共団体】
- ② 良質なサービス享受：質の高い公共サービスの提供を受けることができる【利用者（住民等）】
- ③ 新たな事業機会：官民の役割分担の見直しによる新たな事業機会の創出【民間事業者】

図－5 PFIの特徴や得られる効果の概念図

でき、新たな事業の創出につなげられる。

これらのPFI手法の特徴や得られる効果等をステークホルダーごとに整理すると、図－5のようになります。

これまでPFI手法は主にコストカットの面で着目されてきましたが、昨今、良質なサービスの提供はもとより、行政負担の軽減による人材リソースの確保や地域での技術者不足を補完するための活用策、技術継承・人材育成の観点からも官民連携の需要が高まってきています。

地域や用途に応じて事業目的を明確化し、地域に与える効果などを指標として、官民双方が得意な役割分担・リスク分担を基にして事業を進めることが肝要です。

2. PPP/PFI 推進アクションプラン（令和7年改定版）について

PPP/PFI 推進アクションプランは、政府としてPPP/PFIを推進するに当たっての方針や施策を取りまとめたものです。

PPP/PFI 推進アクションプランの進捗状況として、PPP/PFI 推進アクションプランに定める令和4年度から13年度までの10年間の事業規模

目標30兆円に対する令和5年度（2年目）までの実績は8.4兆円、重点分野の事業件数10年ターゲット650件に対する令和6年度（3年目）までの実績は全体で209件、32%と着実に進捗しています（図－6）。

今後の取組方針として、30年間続いたコストカット型経済から脱却し、社会的課題の解決と成長型経済をけん引する手段として、PPP/PFIをさらに積極的に推進していく必要があると考えています。

このため、地方公共団体や民間事業者が抱えるPPP/PFIの課題を各者との意見交換等を踏まえて特定し、その課題に資する取組を行うべく、次の4つを柱とし、令和7年6月にアクションプランの改定を行いました（図－7）。

- ・地方公共団体への支援の強化
- ・民間事業者を取り巻く事業環境の改善
- ・地域課題の解決に資する官民連携の推進
- ・フェーズフリー^{※1}の視点を取り入れた官民連携の推進

これらについて以降、詳しく説明します。

※1 フェーズフリーとは、「平時と災害時の境界をなくし、平時の生活を充実させることで災害時の生活も充実させる」という考え方。

事業規模目標に対する進捗状況			
事業規模目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度 (1年目)	令和5年度 (2年目)	合計
30兆円	3.9兆円	4.4兆円	8.4兆円

※合計は小数第2位を四捨五入している関係で差異あり。

事業件数10年ターゲット（件数は累積）			
事業件数10年ターゲット (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)
重点14分野 650件	82件 (13%)	146件 (22%)	209件 (32%)

<令和6年度末の事業件数内訳>

(単位：件)

分野	事業件数 10年ターゲット	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)	分野	事業件数 10年ターゲット	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)
空港	10	0 (0%)	1 (10%)	3 (30%)	公園	30	3 (10%)	7 (23%)	10 (33%)
水道	100	3 (3%)	5 (5%)	8 (8%)	MICE施設	30	4 (13%)	7 (23%)	7 (23%)
下水道	100	2 (2%)	3 (3%)	12 (12%)	公営住宅	100	16 (16%)	26 (26%)	44 (44%)
道路	60	15 (25%)	26 (43%)	34 (57%)	クルーズ船向け 旅客ターミナル	10	1 (10%)	3 (30%)	3 (30%)
スポーツ 施設	40	8 (20%)	19 (48%)	22 (55%)	公営 水力発電	20	1 (5%)	2 (10%)	2 (10%)
文化・社会 教育施設	35	5 (14%)	11 (31%)	15 (42%)	工業用水道	25	1 (4%)	5 (20%)	10 (40%)
大学施設	40	23 (58%)	31 (78%)	37 (93%)	自衛隊施設	50	—	—	2 (4%)

※事業件数10年ターゲット：令和13年度(R4-R13年度)までの10年間で具体化を狙う野心的な事業件数のターゲット。
 ※具体化：①実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件。

図-6 アクションプランの進捗状況

<主な改定事項>

1. 地方公共団体への支援の強化

- ・ PFI推進機構による伴走支援の強化
- ・ PFI事業の検討開始から事業契約までの期間短縮化・負担軽減
- ・ 分野横断型・広域型PPP/PFIの検討要請
- ・ 地域プラットフォーム未設置道県の解消と取組の底上げ

2. 民間事業者を取り巻く事業環境の改善

- ・ 民間事業者の創意工夫を発揮しやすくする環境整備
- ・ PFI推進機構による地域金融機関へのノウハウ提供
- ・ 物価上昇への継続的・的確な対応

3. 地域課題の解決に資する官民連携の推進

- ・ スマートコンセッションの推進
- ・ LABVの普及啓発

4. フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進

- ・ フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設等の事例を収集し、地方公共団体や民間事業者へ横展開
- ・ 平時を中心とした地方公共団体所有のキッチンカーの活用可能性の研究

図-7 主な改定事項

3. 地方公共団体への支援の強化

まず、地方公共団体への支援の強化について、地方公共団体がPPP/PFIに取り組んでいくための課題として、「【課題1】PPP/PFIに関する知識・経験・ノウハウ不足、【課題2】手続等が煩雑で、検討期間が長く、PPP/PFIを敬遠、【課題3】小規模PPP/PFI事業には民間事業者が関心を示さない、【課題4】民間事業者との接点が少ない」等が挙げられます。

【課題1】への対応策として、民間資金等活用

事業推進機構（PFI推進機構）による伴走支援の強化。具体的には、PFI推進機構の支援体制の拡充や関係省庁間の連携強化を進めるとともに、VFM（Value For Money）の作成支援やアドバイスを実施していきます（図-8）。

【課題2】への対応策として、PFI事業の検討開始から事業契約までの期間短縮化・負担軽減。具体的には、事例を踏まえて検討の期間短縮・手続の効率化ができるポイント（事業発案・事業構想・計画策定の最適化、導入可能性調査等の短縮・適正化、審査手続・質疑対応の最適化等）を実務上使いやすいマニュアルとして、令和7年度末をめどに作成・公表します（図-9）。

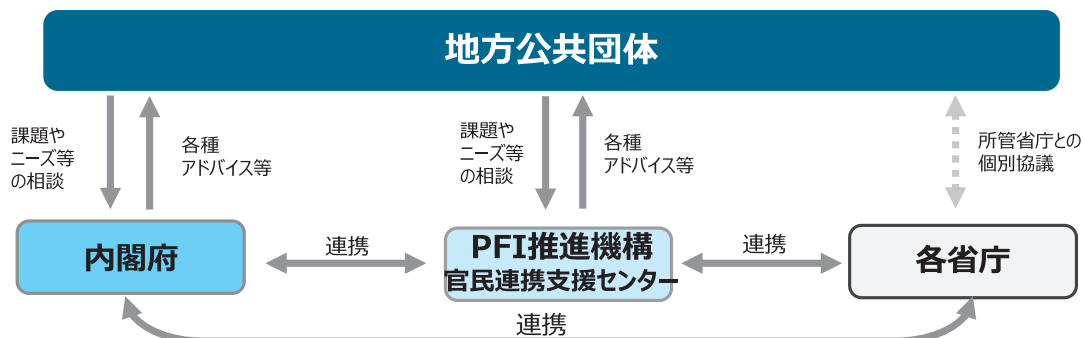


図-8 PFI推進機構による伴走支援のイメージ

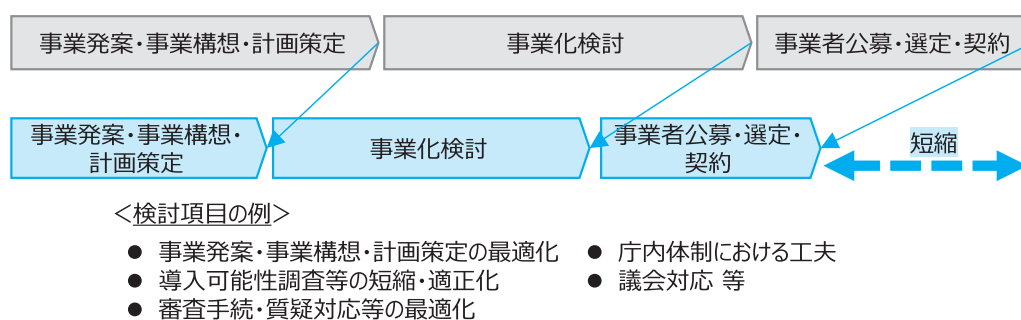


図-9 検討期間短縮化・手続負担軽減イメージ

【課題3】への対応策として、分野横断型・広域型PPP/PFIを推進。具体的には、令和7年3月に公表した手引（分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引）による普及啓発や、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針の改定に関する通知を総務省と連名で地方公共団体に対して発出し、分野横断型や広域型のPPP/PFIの検討を要請します。

【課題4】への対応策として、地域プラットフォーム未設置の4道県の解消と取組の底上げをすべく、運営上の課題を解決するための伴走支援をしていきます。

4. 民間事業者を取り巻く事業環境の改善

次に、民間事業者を取り巻く事業環境の改善について、民間事業者がPPP/PFIに取り組んでいくための課題として、【課題1】創意工夫を發揮しづらい、【課題2】地域金融機関のプロジェクトファイナンス経験不足による融資難、【課題3】物価上昇等が挙げられます。

【課題1】への対応策として、民間事業者の創意工夫を發揮しやすくする環境の整備。具体的には、①民間提案ガイドラインの改定・周知、②専門家派遣制度による支援の推進、③指標連動方式の基本的考え方の改定・周知、④手続効率化マニュアルの作成・公表、⑤既存SPCの活用についての課題等の整理を進めていきます。

【課題2】への対応策として、PFI推進機構による地域金融機関へのノウハウの提供。具体的には、地域金融機関向けのプロジェクトファイナンス実施に係る勉強会等の実施や融資契約書等の参考例の作成を行い、地域金融機関におけるPPP/PFI事業に関する取組を促進していきます。

【課題3】への対応策として、物価上昇等への継続的で的確な対応。具体的には、サービス対価改定の基準時点をあらかじめ実施方針等に明示する必要性を記載するなど、各種ガイドラインを改定するとともに、令和7年度中に、地方公共団体に対するフォローアップ調査を実施します（図-10）。

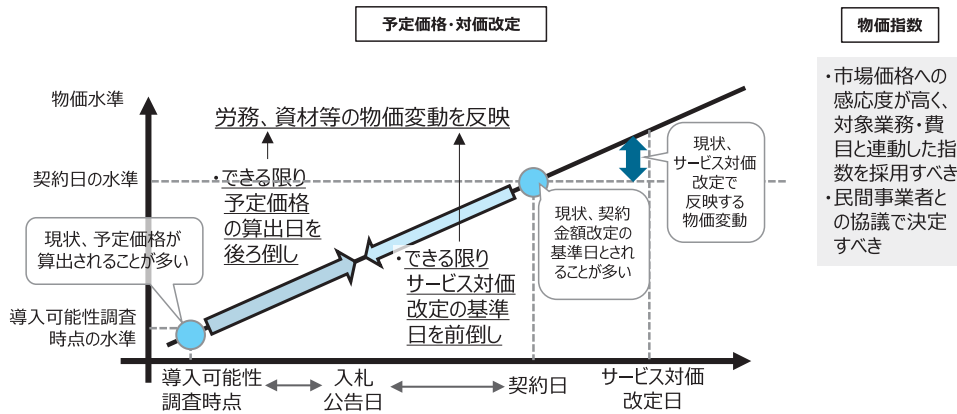


図-10 物価変動への対応イメージ

5. 地域課題の解決に資する / フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進

地域課題等の解決に資する官民連携の推進について、次の施策を講じていきます。

まずはスモールコンセッション^{※2}の推進です。①スモールコンセッションプラットフォームを活用した機運醸成(図-11)や官民のマッチングに向けたイベントの開催、セミナーや各種情報発信、②「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」にスモールコンセッションを明記して取組を推進、③市町村への専門家派遣や、地域の先導的な取組への支援等を通じたモデル事例の創出と効果的な横展開、④手続負担の少ないスモールコンセッションの実践などを行っていきます。

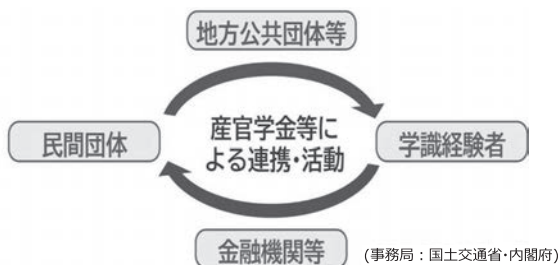


図-11 スモールコンセッションプラットフォームのイメージ

次にLABV^{※3}の普及啓発です。山口県山陽小野田市のLABV事例を基とした「事例から学ぶ

LABVの活用に向けた解説書」を、令和7年6月に公表しました。LABVを活用した国内事例の紹介を通じて、その事業におけるポイントや留意点を整理した解説書です。本書を通じて、LABVに対する理解が深まり、地方公共団体においてLABVを活用する際の一助になること、次の新たな事例が出てくることを期待しています。

最後に、フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進について述べます。自然災害等が激甚化・頻発化し、財政状況がひっ迫する中、公共施設等の整備に当たってもフェーズフリーの視点を取り入れ、地域活性化と災害対策の両立を図ることが必要であると考えます。例えば地域活性化と災害対策の2つの機能をそれぞれ別につくるのではなく、結果として災害の役に立つ機能として統合することにより、地方公共団体が負担するコストを増やさず、その施策の本質的な価値を上げるフェーズフリーの視点を取り入れた公共施設等の事例を収集し、地方公共団体や民間事業者への普及を図っていきます。

※2 スモールコンセッションとは、廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の活用について、民間事業者の創意工夫を最大限に生かした小規模な官民連携事業を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。

※3 LABV (Local Asset Backed Vehicle) とは、地方公共団体等が土地等を現物出資、民間事業者が資金出資を行って設立する官民共同事業体をいう。LABVを活用し、複数の開発プロジェクトを連鎖的に実施している事例がある。

6. 各省庁の主な取組

PPP/PFI 推進アクションプランの令和7年改

定における各分野の主な取組については図-12のとおりですが、これら以外にも各省庁において、さまざまなPPP/PFIの展開に取り組んでいるところです。引き続き各省庁とも連携して推進を図っていきます。

分野		令和7年度の主な取組
重点分野	水道・下水道	<ul style="list-style-type: none"> 4月に公表した「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン（第2.0版）」を地方公共団体に周知。 PFI推進機構・内閣府・国土交通省が連携し、ウォーターPPPを検討している地方公共団体への支援を実施。
	道路	<ul style="list-style-type: none"> 全国14の直轄駐車場の維持管理・運営事業について、コンセッション事業で実施予定であり、令和7年度は事業の具体化に向けた検討を実施。
	スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設の案件形成の推進のため、具体的な構想・計画の策定やアドバイザー経費に対する支援等を行う。
	国営公園	<ul style="list-style-type: none"> モデルとなる公園（国営備北丘陵公園・国営讃岐まんのう公園）において、サウンディング調査や、専門家からなる検討会での議論を踏まえて、令和8年度の事業者公募に向けた準備・検討を実施。また、他公園における導入についても検討。
それ以外の分野	ハイブリッドダム	<ul style="list-style-type: none"> 発電施設の新増設について、湯西川ダム・尾原ダム、野村ダムの3ダムで、令和7年度中に事業者を特定予定。
	国立公園	<ul style="list-style-type: none"> 先端モデル事業として選定された4公園である、十和田八幡平国立公園・中部山岳国立公園・大山隠岐国立公園・やんばる国立公園にて、具体的スキームの検討を行うとともに、他公園への水平展開を検討。
	民間船舶（防衛省）	<ul style="list-style-type: none"> 民間船舶の運航・管理事業について、2期事業にて、船舶数の拡充（2隻→6隻）を予定。
	火葬場	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対するセミナーの実施や、火葬場の整備・運営についての事例集の周知。

図-12 重点分野や、それ以外の分野の主な取組

7. おわりに

PPP/PFIの施策が、より利用者（住民等）、民間事業者、地方公共団体等の実情に沿ったものになっていくよう検討を進めていきたいと考えています。

その中で、内閣府PPP/PFI推進室が所管しているPPP/PFI推進に活用できる支援制度は図-13のとおりです。当該支援制度のうち、PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するために専門的知見・ノウハウ・経験を有する専門家

を派遣し、その派遣費用（旅費および謝金）を内閣府が負担しているPPP/PFI専門家派遣制度は通年で受け付けていますので、使いやすい制度かと思えます。

また、PPP/PFIに関するガイドライン・手引等は図-14のとおりです。このようにさまざまなツールを作成・公表していますが、PPP/PFI事業の実務に関するご質問・お問合せについては、当室がワンストップ窓口として対応しますので、お気軽にお問い合わせください。

【連絡先】

内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655

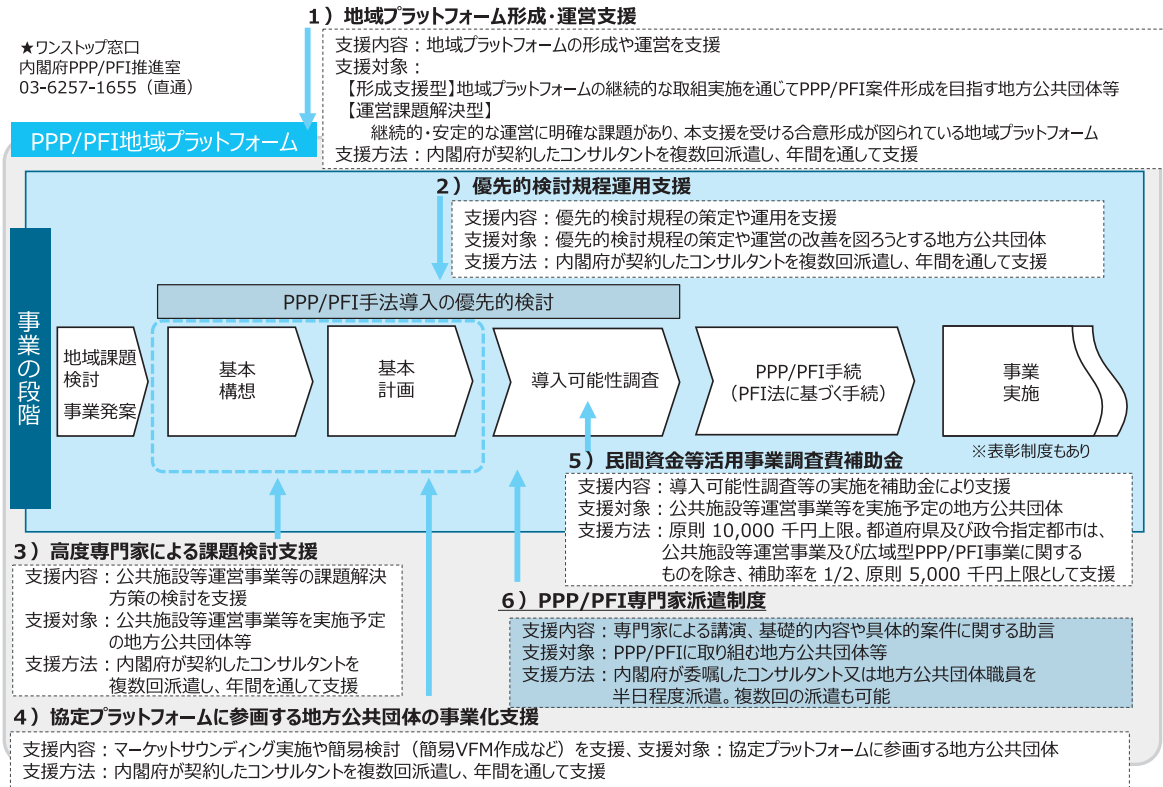


図-13 PPP/PFI 推進に活用できる支援制度

	事業発案段階	事業条件検討段階	実施方針の策定・公表	特定事業の評価・選定、公表	民間事業者の募集、評価・選定、公表	事業契約等の締結等	事業の実施、監視等	事業の終了
事業導入関連	地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き(H15策定、R5改正)							
	PPP/PFI手法導入優先的検討規程 ・策定の手引き(H28策定、R4改正) ・運用の手引き(H29)							
事業推進の手続き関連	PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(H13策定、R7改正)							
	PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル(H31)					PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン(H13策定、R3改正)		
	VFMに関するガイドライン(H13策定、R5改正)					契約に関するガイドライン(H15策定、R7改正)		モニタリングに関するガイドライン(H15策定、H30改正)
	VFM簡易算定モデル、VFM簡易算定モデルマニュアル(H29)					PFI標準契約1(H22公開、R7改正)		PFI事業における事後評価マニュアル(R3)
	地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易化マニュアル(H26)							
官民対話(民間提案含む)関連	公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン(H25策定、R5改正)							
	PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド(H28 ※内閣府・総務省・国交省)							
	専門家派遣によるハンズオン支援から得られた官民連携事業の具体化のポイント集(R3策定、R7改正)							
	地域プラットフォームの取組から得られた「円滑な官民対話」のポイント(R1策定、R2改正)							
その他	地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き(H30策定、R1改正)							
	PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル(H26策定、R3改正)							
	地域プラットフォーム設置・運用マニュアル(H29策定、R7改正) 内閣府PPP/PFI推進室HP「各種PFI情報」、「PFI契約情報」、「よくある御質問」等							

図-14 PPP/PFI に関するガイドライン・手引等